

市税に関する証明書の交付申請 ～申請できる方・委任状について～

収入や所有している固定資産、税金をいくら支払っているかなどは、個人の秘密に関わる情報です。そのため、証明書の交付申請をできる方は次の方に限られます。引っ越しなどで別世帯となった家族の証明を申請する場合でも委任状が必要になりますので、ご注意ください。

■市税に関する証明を交付申請できる方

- ▷本人 ※相続人（確認できる場合に限る）を含む。
 - ▷納税管理人
 - ▷本人の委任状を持参した方
 - ▷住民票上の同一世帯の親族で、本人から依頼があったと認められる方
- ※申請時には、申請者の本人確認を実施しています。運転免許証や住基カードなどをお持ちください。

■委任状の作成について

委任状は、代理人（他人）が委任者（あなた）に代わって一定の行為をすることを、委任者（あなた）が依頼したことを書面にしたものです。

委任内容を確認した上で、次の内容をあなた自身が記載し、押印した上、代理人に渡してください。

- ▷代理人の住所・氏名
- ▷委任する内容（例：平成26年度所得課税証明書1通の交付申請および受領）
- ▷委任状を作成した日にち
- ▷委任者の住所・氏名・生年月日、押印（朱肉を使うもの）



問 税務課税政係（内線183）

平成27年度分 障害者福祉タクシーチケットを交付します

市では、重度障がい者（児）の方の社会での活動範囲を広げるため、タクシー料金の一部を助成しています。下記に該当する方は、福祉課または各支所で手続きをしてください。

- 対 象 次の全てに該当する方
- ▷在宅で生活している方
 - ▷土岐市に住民票のある方
 - ▷身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（A1・A2）または精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方
 - ▷自動車税・軽自動車税、自動車取得税の減免措置を受けていない方
- 交付開始日 4月1日(水)
- 交付場所 福祉課または各支所
- 持ち物 ▷印鑑（認め印可）
- ▷該当する障害者手帳
 - ▷平成26年度分のタクシーチケットの残りがある方は、その残り

注意

平成26年度分のタクシーチケットは、4月1日以降は使用できません。



問 福祉課（内線156）